

平成 19 年度 JPGIS の普及・運用に関する調査研究作業

実施期間	平成 19 年度		
企画部地理空間情報企画室	吉田 健一	飯村 威	
	大木 章一	須崎 哲典	

1. はじめに

地理情報システム (GIS) の利活用を推進するためには、異なるシステム間での空間データの相互利用を容易にするための標準化が必要である。国土地理院ではこれまでに官民共同研究等により、国際標準に準拠した「地理情報標準」を作成し、関連するマニュアル・ツールの作成、実証実験、セミナーの開催等を実施し「地理情報標準」の普及を進めてきた。さらに平成 17 年度にはユーザの利便性向上を図るために実用標準として、地理情報標準プロファイル (JPGIS : Japan Profile for Geographic Information Standards, 以下「JPGIS」という) を作成し普及を図ってきた。平成 19 年度は、JPGIS の普及及び今後の運用のために必要な事項についてとりまとめを行うとともに改定を行った。

2. 研究内容

本調査研究は、平成 17 年度実施した「地理情報標準の利用促進に関する調査研究」において作成され、平成 18 年度に改定案を作成した「JPGIS」について、最新の国際標準化機構 (ISO) の地理情報に関する専門委員会 (TC211) の検討状況、地理空間情報に関する技術動向、今後の方向性を検討して JPGIS 改定案 (JPGIS2.0) を作成するとともに、普及に必要な調査研究を行った。

3. 得られた成果

本調査研究で得られた成果は、以下の通りである。

3. 1 JPGIS 改定案の作成

最新の ISO 国際規格に則して JPGIS の改定案を作成するため、GML (地理マーク付け言語) の等の規格を調査するとともに、地理空間情報活用推進基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく基盤地図情報の整備に係る技術上の基準に定められている提供時の規格等に対応するよう、JPGIS 改定案を作成した。

3. 2 JPGIS 普及のための調査検討

行政機関及び民間会社の GIS 担当者等を対象に、JPGIS の理解度及び今後の普及等に関する調査を行い、普及実態を把握するとともに今後の課題を検討した。調査結果及び課題を以下に整理した。

①政府動向や自治体の先進取り組み事例については、行政機関・民間とも関心が高かった。また、標準化の意義について理解されていることが伺えた。規格実務については民間の意識が高いことが伺えた。

②地理情報標準の必要性について理解されているが、今後の普及が進むかといった意見が見られた。公共測量作業規程準則や対応ソフトの充実により環境は整っていくものと類推できるものの、着実に普及を進めていくための施策が必要である。

③JPGIS を構成する個々の規格の理解度について、民間の地理空間情報担当者においても、地理空

間情報の標準化による相互利用において重要な役割を果たす応用スキーマや符号化を司る情報処理技術である UML や XML 及び品質評価並びにメタデータについて、内容は理解できるが、さらに理解を深めるために演習などを積み重ねたいというニーズがあり、今後も重点的に技術普及を進めていく必要がある。

3. 3 JPGIS の運用支援

JPGIS の安定運用を図るため技術的な質問への対応やエラーの修正履歴についての経過を整理するとともに、技術的な質問に対応するヘルプデスクを運営した。ヘルプデスクは、①処理体制を明確にできること ②質問に関しては担当者を決め、回答まで責任をもって管理すること ③原則として一週間以内に回答を行うこと等の方針で運営を行った。また、ホームページによる各種情報提供を引き続き行った。

4. まとめ

平成 19 年度は JPGIS 及び地理空間情報の標準化を取り巻く状況に大きな変化があった。まず、平成 19 年 3 月に政府の測位・地理情報システム等推進会議が策定した「GIS アクションプログラム 2010」において、今後具体的展開に必要な施策事項一覧の中に、地理空間情報の整備・提供に係る施策として、「地理情報標準の整備・普及において、ISO の国際規格に整合して地理情報標準を JIS 化する。さらに、地理情報標準の普及のため、最新の ISO 規格及び JIS 規格に基づいて体系化した地理情報標準プロファイル (JPGIS) を適時に改訂するとともに、その普及を図る等、地理情報標準に準拠したデータ整備が円滑に進むよう技術的な支援を行う」と明記されたことである。今後、政府の地理空間情報活用推進基本計画において、地理情報の標準化を進めていくことが記載される予定である。次に、「基盤地図情報」の規格を定めるにあたり JPGIS の改定を行ったことである。平成 19 年 5 月に成立した地理空間情報活用推進基本法で「基盤地図情報」が定められ、その技術上の基準を定めた国土交通省告示第 1144 号では、基盤地図情報を提供する際に用いる規格が定められた。これらは電子地図上の位置の基準となる基盤地図情報の共用を促進する目的で定められた。内容は JPGIS やその引用規格でほとんど満たされていたが、実運用との整合を最適にするために、GML への対応や、実際に提供される基盤地図情報との整合をはかり、JPGIS の改定を行った（公開は平成 20 年 4 月予定）。今後の大きな変化としては、公共測量作業規程準則（平成 20 年 3 月 31 日告示）に、製品仕様書の作成が義務付けられ、JPGIS を用いることが挙げられる。

このように、地理空間情報の相互利用を目的とした標準化の推進は、政府における重要な課題に位置づけられただけでなく、実際に使用していく環境が整ってきた。引き続き、政府の GIS への取り組みや地理空間情報の共有を促進していく。また、地理空間情報を流通させるために、JPGIS については、発注者や民間の地理空間情報の担当者向けの技術普及を引き続き進めていくことが重要である。さらに、国の関係機関が作成した「モデル空間データ製品仕様書」の活用や、新しく登場した「基盤地図情報」の相互利用に基づくデータ整備が重要な課題と考えられる。

最後に、国土地理院では、基盤地図情報をはじめ、今後提供する地図データについて原則、JPGIS に準拠して提供していくが、国、地方公共団体、民間においても、本調査研究の成果等を有効に活用し、JPGIS の利用を促進していくことで地理情報標準の普及を図り、地理情報の相互利用環境が整備されていくことが期待される。